

高松市住民税均等割のみ課税世帯（令和5年度）生活支援給付金申請書（請求書）

申請日

（宛先）高松市長

令和	年	月	日
----	---	---	---

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者（世帯主）

氏名	生年月日
フリガナ	明治・大正・昭和・平成・令和
	年 月 日
現住所	電話番号
	-

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯全員について記入してください。

令和5年1月1日時点の住所が「高松市外」の方は、**令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度住民税の「課税証明書」または「納税通知書」の写しを添付してください（16歳以上の該当者全員）。**
 ※添付書類により、令和5年度住民税所得割が非課税であることが確認できない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏名	申請者との 続柄	生年月日	令和5年1月1日 時点の住所	申請する給付金
1	(申請者)	本人		<input type="checkbox"/> 高松市内 <input type="checkbox"/> 高松市外	<input type="checkbox"/> (*) 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金 (1世帯あたり10万円)を申請する場合は 左欄(<input type="checkbox"/>)にチェック(<input checked="" type="checkbox"/>)してください。
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 高松市内 <input type="checkbox"/> 高松市外	子ども加算対象者 以下の要件をすべて満たす方のみ、 左欄(<input type="checkbox"/>)にチェック(<input checked="" type="checkbox"/>)してください。 ・平成17年4月2日以降生まれであること。 ・申請者と生計を同一にしていること。 ・当該者について、既に子ども加算給付金 (5万円)の給付を受けていないこと (他市町村からの給付を含む。) 例) 既に、第一子・第二子分は受給済みで、 第三子(新生児)分のみ申請する場合は、 第三子のみ左欄(<input type="checkbox"/>)にチェック(<input checked="" type="checkbox"/>)して ください。
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 高松市内 <input type="checkbox"/> 高松市外	
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 高松市内 <input type="checkbox"/> 高松市外	
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 高松市内 <input type="checkbox"/> 高松市外	

3 支給額（請求額）(*)

円 (100,000円(*) + 50,000円 × 子ども加算対象者数 人)

(*) 子ども加算 (50,000円 × 子ども加算対象者数) のみ申請する場合は、100,000円を差し引いた金額を記入してください。

4 振込口座（原則「1 申請・請求者（世帯主）」の口座とします。）

下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信漁連 4信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見 開き左上またはキャッシュカードに記載された記 号・番号をご記入ください。	※ 1			

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

(1) 高松市住民税均等割のみ課税世帯（令和5年度）生活支援給付金（以下「本給付金」という。）の受給要件（①～⑥（子育て加算対象者は①～⑧）を全て満たすこと）に該当します。

- ① 基準日（令和5年12月1日）において、高松市の住民基本台帳に記録されている世帯。
※ただし、令和5年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯を除きます。
- ② 世帯全員が、令和5年度住民税所得割が課税されていないこと。
また、世帯のうち少なくとも1人が個人住民税均等割のみ課税に該当していること。
- ③ 世帯全員が、令和5年度住民税課税者（市外在住の課税者も含む。）に扶養されていないこと。
※住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ④ 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- ⑤ 世帯の中に、租税条約に基づく住民税の課税免除の適用を受けている者がいないこと。
- ⑥ 既に高松市、他の自治体で、住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）または均等割課税世帯に対する給付金（10万円）の給付を受けていないこと。

【子育て加算対象世帯対象要件】

- ⑦ 世帯の中の子ども（18歳以下の者）を世帯主または、同一世帯の人が扶養していること。
- ⑧ 既に他の自治体でこども加算給付金（子ども1人あたり5万円）の給付を受けていないこと。

- (2) 本給付金の審査をするため、高松市が必要な資料等を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 高松市の求める関係書類を提出します。また、高松市が定める期限までに関係書類を提出しない場合、この申請書を取り下げたものとみなすことに同意します。なお、提出した関係書類の返還を求めません。
- (4) この申請書は、高松市において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 高松市が支給決定をした後、申請書（請求書）等の不備により振込不能等の事由により支払いが完了せずかつ高松市が定める期限までに申請・請求者（代理人を含む。）に連絡・確認できない場合は、この申請書（請求書）を取り下げたものとみなすことに同意します。
- (6) 本給付金の支給後、令和5年度住民税所得割が課税されていることや、課税者に扶養されていること等、本給付金の受給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

【子育て加算対象世帯対象】

- (7) 表面に記載したこども加算対象者について、世帯主または同一世帯の人が扶養しています。なお、扶養していない子どもの判明により、給付金の受給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

提出書類

提出期限：令和6年4月30日（火）（当日消印有効）

- 高松市住民税均等割のみ課税世帯（令和5年度）生活支援給付金申請書（請求書）【本書】
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類』の写し（コピー）
※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳などいずれかひとつ（氏名、生年月日が記載された部分）の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類』の写し（コピー）
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

▼▼令和5年1月1日時点の住所が「高松市外」の方は、以下の書類もご用意ください。▼▼

- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度住民税の『課税証明書』または『納税通知書』の写し（コピー）
※令和5年度住民税所得割が課税されていないことが確認できない場合は、この給付金を支給することができません。
※16歳未満の方（2008年（平成20年）4月2日以降生まれの方）は不要です。

提出先

原則、郵送により提出してください。